

# 「子ども手当」から「児童手当」へ

平成24年4月「子ども手当」から「児童手当」に名称が変わり、新たに、所得制限がもうけられました。

「児童手当」は、次世代の社会を担う子どもの育ちを支援するため、中学校卒業までの子どもを養育している方に手当を支給する制度です。



項目	子ども手当 平成23年度（平成24年3月）まで	児童手当 平成24年度（平成24年4月）から
支給対象児童	中学校修了前（中学3年生）まで	中学校修了前（中学3年生）まで
支給額	3歳未満 月額15,000円 3歳以上小学校修了前 第1子・第2子 月額10,000円 第3子以降 月額15,000円 中学生 月額10,000円	3歳未満 月額15,000円 3歳以上小学校修了前 第1子・第2子 月額10,000円 第3子以降 月額15,000円 中学生 月額10,000円
所得制限	なし	あり（平成24年6月分から適用） 所得制限額以上である者 当面の間 5,000円
支払い時期	6月・10月・2月	

住み慣れた自宅で家族に看取られたいと多くの方は望んでいても、さまざまな不安から病院で最期を迎える方が多いのが現状です。

## 在宅での看取りを希望する場合

本人と家族が希望される場合、まず主治医や「はるかの窓口」にご相談ください。お話をしたうえで、希望される場合は、「はるかの窓口」に登録をしていただきます。なお、「はるかの窓口」に登録できるのは、主治医が町内である場合に限りです。

終末期になると主治医が「はるかの窓口」に終末期になったことを連絡します。「はるかの窓口」は、看取りの協力医に病状などの情報を知らせません。

## 実際に自宅で看取りが行われる場合

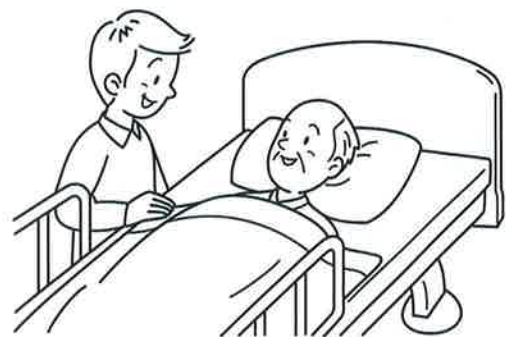
主治医が不在の時に看取りの協力医に自宅での看取り（看取りの診察依頼は、呼吸停止をした時になります）をお願いできます。ただし、看取りの協力医と連絡がつかない時は対応できないことがあります。

# 「はるかの窓口」を知っていますか？

## 在宅で看取りをすることに、気持ちが揺れた場合

在宅での終末期医療や看取りを希望されても、病状が悪化したり、気持ちが揺れた時は、登録を取り消すことができます。

\*看取りの協力医とは：主治医が不在の際に、代わりに看取りを行う町内の医師。「はるかの窓口」に登録する際に決定します。



## ◆問い合わせ先

地域包括支援センター内「はるかの窓口」

☎ 0859・54・2226